

行動規範／基本方針

1. 人権と労働

(1) 雇用の自由選択

- ① 強制、拘束（債務による拘束を含む）や人身売買等による労働力の確保は、いたしません。
- ② 派遣労働者の雇用に際しては、派遣労働であることを示し、労働・就業条件を明示します。また、同意を得て雇用契約を結び労働者派遣を行います。
- ③ 派遣労働者は随時職を離れ、雇用を終了する自由があることを尊重します。

(2) 若年労働者

- ① 15歳または義務教育を修了しない児童労働は絶対に受け入れません。
- ② 18歳未満の若年労働者の雇用はいたしません。

(3) 労働時間

- ① 労働基準法に基づき、1日8時間以下、1週間の労働時間は40時間以内とし、7日間に1日以上の日を与えることを最低限度の基準とします。
- ② 時間外労働及び休日労働の協力を得るに際しては労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出て行います。
- ③ 週間労働時間は、時間外労働時間を含めて週60時間以下として管理します。
- ④ 変形労働時間制を採用する場合は、就業規則に明記し、労働時間を一定の単位期間について、1週平均40時間以内として管理します。

(4) 賃金

- ① 派遣労働者に支払う報酬は、労働基準法その他の賃金に関する法律に準拠することとします。
- ② 懲戒処分としての賃金の控除は、行わないものとします。

③ 賃金の各支払期間毎に、給与明細書を給与支給日前までに提供します。

(5) 人道的待遇

① 派遣労働者に対する種々のハラスメント、精神的もしくは肉体的な抑圧、または不快で、非人道的な待遇および待遇の恐れを排除します。

② 万が一、それらの事案が発生した場合は、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

③ 事案を発見した場合の通報・相談手続を定め、被害者の保護と再発防止を図るとともに、通報者保護も図ります。

(6) 差別の排除

① 当社は、雇用に関しおよび雇用実務において、人種、年齢、性別、性的志向、性同一性、障害、妊娠、宗教等に基づく差別を行いません。

② 派遣労働者又は潜在的な派遣労働者に、差別的に使用される可能性がある医療検査又は身体検査を受けさせません。

(7) 結社の自由

① 派遣労働者それぞれの意思に基づく労働組合の結成および労働組合への参加の権利を尊重します。